

| | |
|------------------|---|
| Title | ナント王令 : 史料と内容(上) |
| Author(s) | 和田, 光司 |
| Citation | 聖学院大学総合研究所紀要, No.33, 2005.10 : 490-504 |
| URL | http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3130 |
| Rights | |



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ナント王令 —— 史料と内容 —— (上)

和田 光 司

はじめに

ナント王令は、近世ヨーロッパの宗教政治史上における極めて有名かつ重要な事件である。一国一宗派を旨としてきたヨーロッパのキリスト教国にあつて複数宗派の共存を実現した最も早い例の一つであり、その妥当性はともかくとしても、長い間「寛容史上の金字塔」として呼び馴らわされてきた^①。王令への関心は、宗教共存を求める多元主義的思潮を背景に今日でも根強い。特に発布四〇〇周年である一九九八年には、フランスを中心として王令や宗教戦争史、プロテスタント史、寛容史への関心の高まりが見られた。これらの諸分野において様々な新しい研究が現れたが、王令に関しては特にテキスト自体に注目が集まったことが特徴的であり、学術的なものから啓蒙的なものまで様々な出版物において、王令テキスト全体あるいは抜粋が掲載された^②。

このような海外の動きや事件の重要性にもかかわらず、我が国においてこの王令を本格的に取り扱った研究は未だ現れていないのが実情である。本論は現在までの様々な研究を参照しつつ、この王令の史料状況や内容を整理・分析したものである。王令に向けた交渉史や実施の現状、一六八五年の廃止、また解釈史などについては別な機会に譲ることと

し、本稿では原文の内容や史料批判に分析の力点を置いている。史料としての王令原文については、フランス国立公文書館蔵のパリ版手稿文書に加え、ジュネーヴ大学蔵のジュネーヴ版手稿文書を直接参照した（後述）。

一、背景

本章では王令発布までの宗教戦争史の概要を扱うが、王令原文の理解に必要な限りに論述を止める。フランス宗教戦争は当初プロテスタントと国王との対立の形を取るが、途中過激派カトリックによる旧教同盟（リーグ）の結成により三つ巴の様相を呈するようになる。^③特に一五八五年に始まる最後の第八次宗教戦争はアンリ・ド・ギーズ（旧教同盟）、アンリ・ド・ナヴァール（プロテスタント）、国王アンリ三世の三名による「三アンリの戦い」と呼ばれ、フランス宗教戦争の中で最も長くかつ激しい戦いとなった。一五八九年にはアンリ・ド・ギーズに続いてアンリ三世が刺客の手によって倒れ、王位は筆頭親王であったアンリ・ド・ナヴァールの手に移る。

アンリ三世は同年四月三日にプロテスタントと休戦協定を結んでいたが、アンリ四世は八月四日の新王宣言の際に直ちにこれを更新する。^④以後王権とプロテスタントとの和平問題が当然問題となった。新王宣言ではカトリックの完全な維持が高らかに謳われる一方で、プロテスタントに関してはごく限られた場所での仮の礼拝が認められたのみであった。^⑤麾下のカトリック勢力への配慮もあり、プロテスタントに対しては冷淡ともいえる禁欲的態度が取られたのである。王座を手中に収めた王の心は、プロテスタントから急速に離れ始める。個人的臣従関係で結ばれた一部の貴族を別にして、新王にとってかつてのプロテスタントとの関係は煩わしいものとなった。戦争状態が続くなかでプロテスタントへの抜本的対策は先送りにされていく。

しかし特に南仏のプロテスタントの不满は大きく、彼らを王権側に引き留め続けるためにも、王は何らかの処置を取らざるを得なくなった。こうして一五九一年七月にパリ近郊のマント王令 (Edit de Mantès) が發布される⁶⁾。この王令はプロテスタントの法的状態を第八次宗教戦争以前に戻すことを意図していた。同戦争以前にプロテスタントを法的に規定していたのは、第六次宗教戦争終結時の平和王令であるポワチエ王令 (一五七七) であつた。ただしこの王令はその後のネラク協定 (一五七九) と、第七次宗教戦争終結時のプロワ王令 (一五八〇) によつて細部に修正が加えられている⁷⁾。第八次宗教戦争のきつかけとなつた一五八五年七月七日の王令は、これらの三法令を廃し、プロテスタントの追放を命じることになる。加えてアンリ三世はより積極的な反プロテスタント王令である一致王令 (Edit d'Union) を一五八八年に發布し、異端の絶滅を臣民に命じた⁸⁾。こうしてフランスは再度プロテスタントとの戦争状態に入り、一五八八年以後の休戦やプロテスタントの新王の即位にもかかわらず、この法的状況はマント王令の發布まで続いていたのである。マント王令はこの一五八五年と一五八八年の両反プロテスタント王令を廃止し、以前のポワチエ王令、ネラク協定、プロワ王令を再確認する。これはかつての法文に何ら新たな内容を付け加えるものではなく、プロテスタントに対する和平処理としては最も手のかからず、カトリックへの弁明もしやすい方法であつた。マント王令には最終的な和平締結までの一時的なものとの記述があつたが、実際のところ王には新たな平和王令を出すつもりはなく、可能であればこれだけでプロテスタントを満足させたいと考えていたのである。一五九四年一月にはポワチエ王令の登録命令が出され、翌年二月にはパリ高等法院への登録が実施された⁹⁾。

プロテスタントは当初かつての首領であるアンリ四世に大いに期待し、大幅な地位向上を待ち望んでいたが、期待が失望へと変わるのに時間はかからなかつた。ポワチエ王令もプロテスタントを失望させた。それに先立つ第六回宗教戦争の平和王令であるパリ王令 (一五七六) はプロテスタントを極めて優遇したものであり、続くポワチエ王令はプロテスタントとカトリックの現実的バランスを重視して、前王令からの大幅な後退を示していたからである。例えば礼拝場

所については、パリ王令は国内全土での礼拝の自由を認めていたが、ポワチエ王令はその時代に礼拝が現実に維持されている場所に限定するという現状維持策に止まっていた。プロテスタントはポワチエ王令では満足できず、新たな平和王令を求める声が当然起こる。一五九三年、王はカトリックへの改宗を前にプロテスタントとの決裂を恐れ、新たな引止め策を始める。プロテスタントは王の許可を受け、一五八八年以来解散していた全国政治会議(assembly generale)を再結成する^①。これは一五七二年のサン・バルテルミーの虐殺を機会に成立したプロテスタントの全国的な代表組織であつた。こうして王とプロテスタントとは正式な交渉に入ることになつた。交渉は断続的に続けられ、全国政治会議も解散と再開を繰り返す。この交渉は実際には時間稼ぎの性格が強く、王はプロテスタントの声を聞くそぶりを示しつつ、ポワチエ王令の押し付けを狙つていた。しかし王はこの方法に限界を感じるようになる。一五九六年春より交渉は次第に本格化し、新王令の制定に向かつて動き出した。全国政治会議はルーダン(一五九六年四月)、ヴァンドーム(同年十一月)、ソミュール(一五九七年三月)、シャテルロー(同年六月)と場所は移すものの、もはや解散することはない。両者の仲介役を務めたのは、デュプレシ・モルネー、ブイヨン、ラ・トレムイユ、王姉カトリヌ・ド・ブルボンといったプロテスタント大貴族であつた。

ところで宗教戦争の終結には、単にプロテスタントに対してのみならず、旧教同盟との和平も達成される必要があつた。しかしプロテスタントと異なり旧教同盟は集権的な代表組織を持たず、和平は各都市、各首領及びスペインと個別に結ばれなくてはならない。旧教同盟諸勢力の帰順は王のカトリック改宗後急速な進展を見るが、最後まで残つたのがナントを拠点としブルターニュに割拠したメルクルール公と、フランス国内に侵入したスペインである。宗教戦争の最終段階は対プロテスタント、対メルクルール公、対スペインの三つの和平交渉が、互いに密接に関連しつつ同時進行することになつた^②。一五九八年二月、王はブルターニュを目指しパリ近郊のフォンテーヌブローから軍を率いて西進する^③。三月二一日アンジエーでメルクルール公の恭順を得、プロテスタントとの最終交渉を加速化させ、四月にはナントに入り、

ナント王令の発布によりプロテスタントとの和平を達成した。その後五月二日には北部国境近くのヴェルヴァンでスペインとの和平交渉が決着し、¹⁵三十六年の長きに亘る宗教戦争はついに終結を迎えたのである。¹⁶ ナント王令はパリ王令よりもポワチエ王令に近い線で決着した。これをポワチエ王令の発展形として捉えることも可能であろう。

二、構成

一般に「ナント王令」と呼ばれているものは、実際には王令本文 (editi—狭義のナント王令)、個別条項 (articles secrets)¹⁷、二つの王書 (brevet) という四種の法令からなる複合体の総称である。

アンシャン・レジーム期の王の命令は、大法官府 (chancellerie) を通して出される開封王状 (lettres patentes) と、これを通さず王の官房室 (Cabinet du roi) から直接出されるものの二種に大別できる。¹⁸ 開封王状は蠟印が押されるが、封はされない。また発効のためには各地方の高等法院による登録を必要とした。開封王状は、一般的・永続的な性格を有するとみなされる大開封王状 (grandes lettres patentes) と、個別的・一時的な小開封王状 (petites lettres patentes) に分けられる。¹⁹ 大開封王状は緑の、小開封王状は黄の印を押される。王令本文は大開封王状に属する。²⁰ 個別条項は王令本文についての細則を定めたものであり、小開封王状に属する。²¹

大法官府を通さない命令は、高等法院の登録を必要としない。これには赤の印で封印されるものと、印がなく署名だけのものがある。前者は lettres missives などの王の個人的文通であり、後者は支払などに関する諸種の命令書である。²² 王書は後者の一種である。いわゆるナント王令には、プロテスタントの牧師・教師の給与として年間四万五千エキュの支払を約束した王書 (以後、本論では便宜上「王書A」と呼ぶ) と、プロテスタントの安全保障地 (後述) における守

備隊維持の費用として年間十八万エキユの支払を約束した王書（以後「王書B」と呼ぶ）の二種が含まれる²⁴。
王令本文、個別条項、王書A、王書Bの各文章量の比は、おおよそ三〇対一〇対四対一である。

三、来歴と出版

ナント王令には現在二種類の版が存在する²⁵。ただしこれは王令本文と個別条項のみについて言えることであり、王書は関係ない。王令の原典は締結時に王側とプロテスタント側のために二部が作られ、それぞれ両者によって保管された。王側のもは王の文書庫に、プロテスタント側のもはラ・ロシエルで保管されたが、両者ともに紛失し、現存していない²⁶。ナント王令は、当時シャテルローで開催されていた全国政治会議から送られた代表と、王側との間で締結されたが、締結後シャテルローで公証人の手によつて写しが取られ、原本はラ・ロシエルへ送られた。この政治会議は王令後もその地に留まり、約一年後の一五九九年五月二二日にこの写しを元にして、モンプリエ租税法院の王代訴官長代理^{アヴオカ・ジェネラル}のためにシャテルローの公証人の手で再複写がなされた。これが現在ジュネーヴ大学図書館に所蔵されている版である（J943 n.2）。由来は不明。ここに含まれているのは王令本文と個別条項のみで、王書はない（以後本論では便宜上「ジュネーヴ版」と呼ぶ²⁷）。

ところでアンシャン・レジームにおいて開封王状が発効するには、先述のように各地方の高等法院で登録を行う必要があった。パリでは一五九九年二月二五日に登録がなされた。この登録時に作成された王令本文の原本のうち、一分冊が現在フランス公文書館に収蔵されており（Ms. fr. 197aa, f.13, fol.1-40）、隣接するフランス歴史博物館で常設展示されている²⁷。この王令本文の登録原本は、すぐに高等法院の記録簿に写しが取られ、この記録簿も高等法院文書の一部とし

て同館に収蔵されている (XLA8644, fol. 1r-17v)。内容は同一である。登録後直ちに王令出版の特権がパティソン、モレル、メテイエ、ユイリエという四名の出版者に与えられた²⁸⁾。本文に関しては、登録と同年の一五九九年にパティソンはこれを出版し、一六二〇年代にはモレルとメテイエが出版している。また一五九九年には匿名の版も数種存在する²⁹⁾。一方個別条項については、登録されたはずであるが、奇妙なことに高等法院に全く記録が残っていない³⁰⁾。現在、登録後の個別条項の内容は一五九九年以降の出版物によつて知る以外にない³¹⁾ (以後、これらの本文と個別条項を「パリ版」と呼ぶ)。

ジュネーヴ版とパリ版とは内容が微妙に異なる。高等法院はナント王令に反対であり、プロテスタントに不利なように修正を加えた(後述)。よつて紛失した原典により近いのはジュネーヴ版の方である。王令本文はジュネーヴ版が九五条、パリ版が九二条。個別条項は同じ五六条であるが、区切り方などに差がある。アンケズはパリ版を「第二ナント王令」と呼んでいる³²⁾。「ナント王令」として一般に後世に知られているのは、実際に発効した「パリ版」の方である。ジュネーヴ版は近年までほとんど注目を集めなかつた。また登録は各高等法院ごとになされたので、各地方で登録されたナント王令が異なっている可能性がある³³⁾。ただしこの研究はまだ行われていない。

王書は登録の必要はなく、高等法院の記録に残されなかつた。また先述のようにジュネーヴ版にも残されていない。王書の最古のテキストについては、Bは同時代の筆写が存在するが (B.N., ms. fr. 4047, f. 306-309)、Aは一六一〇年代の出版物が最古である³⁴⁾。

エリー・ブノワの『ナント王令の歴史』(一六九三)はパリ版の本文と個別条項を二種の王書と共に掲載し、以後これらのテキストはアーク(一八五九)やムーニエ(一九六四)などによる再掲載を通して歴史家に広く利用されてきた。ジュネーヴ版はアンケズにより活字化されている(一八五九)³⁵⁾。一九九八年のナント王令四〇〇周年では王令のテキスト自体への関心も高まり、パリ版がブルジョンとギヤリソンによりそれぞれ校注入りで出版された。現在最も信頼が置

けるのは、ギャリソン版である。³⁶⁾

四、日付、場所、名称

一九九八年のナント王令四〇〇周年において、王令自体に関する実証面で特に話題とされたものの一つが発布（署名、押印）の日付の問題であった。本来王の命令においては、大開封王状以外には場所、年月日が入るが、大開封王状に記載されるのは場所と年月のみであり、それが何日であったかという「日」までは入らない。³⁷⁾ よつて王令本文には日付がなく、これがそもそもの問題の発端であった。そして、これに意図的な改変が加わったのである。

王令本文以外の文書に記載されている日時と場所を時間順に並べれば、

王書A 一五九八年四月三日、ナント

王書B 一五九八年四月三〇日、ナント

個別条項 一五九八年五月二日、ナント、（パリ版）

となり、これに「一五九八年四月、ナント」の王令本文が加わる。従来これらの記述はそのまま受け取られてきた。また王令本文の発布日は四月一三日が定説とされてきた。その根拠になったのは、当時の歴史家ドゥ・トゥー（Jacques Auguste de Thou, 1533-1617）の史書『同時代史』（Jac. Augusti THUANI, *Historiarum sui temporis*, Genève, 1620）であり、ここには一三日に王印が押されたと記述されている。*regio sigillo firmatum*, t. V, p.782)。ドゥ・トゥー自身がナント王令の交渉者及び起草者の一人であったため、この発言は他の史料に優る決定的な重要性を与えられてきたのである。³⁸⁾

しかし、近年ブルジョンは、十九世紀のヴィニョーの研究を「再発見」し、特に王令四〇〇周年にこれを広く紹介する。ヴィニョーの研究は当時としては不当に無視されていたとして、これに新たな論拠を加え再評価を求めた³⁹。ヴィニョーとブルジョンは、発布が二九日以降であることを示唆するドウ・トゥーの他の記述との矛盾を指摘する⁴⁰。そして特に十七世紀初頭の一書記の証言から、王令本文は王書Bと同じく四月三〇日に書かれたものと主張した⁴¹。四月一三日の記述に関しては、ドウ・トゥーは一三日には単に王令が起草されたことを述べようとしたのであり、出版までの筆写の段階で誤記が生じたと推測する。その論拠として、ドウ・トゥー自身による検査済の抜粋複写版が数種残されているが、これには王令が一三日に「作成された factum」或いは「達成された finem accepit」としかなく、「王印により確認された regio sigillo firmatum」という記述は見られないこと、また少なくとも一五九八年の部分に関して出版者は自筆草稿を持つておらず、ドウ・トゥー没後に作成され著者による確認がなされていない複写を用いたことなどの事実を挙げて⁴²いる。

一方ヴィニョーとブルジョンは、個別条項に関しても修正を主張する。ジュネーヴ版は歴史家の注意をほとんど引くことがなかったが、この版の個別条項には五月二日ではなく「四月最終日」すなわち三〇日と記載されていたからである⁴³。こうして三種の文書が同じ四月三〇日に発布されたことになるが、実は一五九八年の四月三〇日の木曜日は復活祭後四〇日目のキリスト昇天祭(Ascension)の祝日であり、王は意図的にこの日を選んだと考えられる。これは王令解釈への重大な変更を意味するが、これについてはまた後述する。ヴィニョーとブルジョンによれば、結局個別条項原典の「四月三〇日」の記述は、登録までに「五月二日」に改変されたことになる。五月二日はスペインとのヴェルヴァン条約締結の日であり、これに合致させようとしたと考えられる。しかしその具体的理由については、今も十分な説明はなされていない⁴⁴。

また王書Aにも修正が求められた。四月三日の日付は正しいが、場所はナントでなくアンジエーと考えられる。王は

四月一三日にナントに入市するが、それ以前は三月一〇日よりアンジエーに滞在していた。先述のように王書Aには一六一〇年代以前の史料がなく、いつどこで記述が変えられたかは不明である。場所がナントに変えられたのは、おそらく後にこの王書が他の三つの文書と一体をなすと考えられたためと推測される。⁽⁴⁵⁾

以上ヴィニョールブルジョン説をまとめれば、

王書A

一五九八年四月三日、アンジエー

王令本文、個別条項、王書B 一五九八年四月三〇日、ナント

となる。⁽⁴⁶⁾この説は十分に説得力のあるものであり、王令四〇〇周年を機に広く認知され、現在新たな定説となっている。名称に関しては、アンシャン・レジームにおいては慣習的に発布場所が法の一般的名称とされることが多かった。当時より王令本文はナントで発布されたと考えられており、ナント王令と呼ばれていた。ドウ・トゥーもこれを証言している。この発布場所については疑念の余地がない。⁽⁴⁷⁾

注

- (1) 十六世紀フランスの寛容概念、及び良心の自由については以下の拙稿を参照。「十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について(上)」、(中)、『聖学院大学論叢』第十七巻、第三、四号、二〇〇五年。
- (2) Danièle Thomas et Jean-Louis Bourgeon, *L'Édit de Nantes (texte intégral en français moderne)*, Bizanos, 1938; Janine Garrisson éd., *L'Édit de Nantes*, Biarritz, Atlantica, 1997; Roger Grossi éd., *Naissance et tourments du protestantisme français*, Nîmes, 1997;

- Thierry Wanegffelen, *L'Édit de Nantes*, Paris, 1998, pp. 259-272; François Bayrou, *Ils portent l'écharpe blanche*, Paris, 1998, pp. 231-251; Bernard Cottret, *1598 L'édit de Nantes*, Paris, 1998, pp. 361-384.
- (3) フランス宗教戦争の概要については以下の書を参照。シヨルジュ・リヴェ「二宮宏之・関根素子訳『宗教戦争』白水社一九六八年(原著一九六六年)」、J. H. Mariéjol, *La Réforme, la Ligue, l'Édit de Nantes (1559-1598)*, rééd., Paris, Hachette, 1983, (1^{er} éd., 1904); A. Jouanna, *La France du XVII^e siècle*, Paris, 1996; J. Garrisson, *Guerre civile et compromis, 1559-1598*, Paris, 1991.
- (4) L. Anquez, *Histoire des assemblées politiques des réformés de France*, Paris, 1859, p. 51.
- (5) F. A. Isembert, *Recueil général des anciens lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, Paris, 1922-1930, 29 vol., t. XV, pp. 3-4; J.-P. Babelon, *Henri IV*, Paris, 1982, p. 457; J. Garrisson, *Henry IV*, Paris, 1984, p. 149.
- (6) Isembert, *op. cit.*, t. XV, pp. 28-31; Em. et Eu. Haag, *France protestante*, 10 vol., Paris, 1846-1859, t. X, pp. 209-210; Garrisson, *op. cit.*, 1984, p. 161. シュロンによれば、この王令に固執したのはホルネーであり、王自身は極めて消極的であった(Babelon, *op. cit.*, p. 524)。
- (7) バルビッシュによれば、宗教戦争期の平和王令について和平の名(締結の地名等)と王令の名(発布の地名等)の間に従来混同が見られた。正しくは次のようになる。第一次宗教戦争終結時(一五六三)「アンボワーズ王令。第二次(一五六八)「ロンジュモアの和。パリ条約。第三次(一五七〇)「サン・ジェルマン王令。第四次(一五七三)「ブローローニュ王令。第五次(一五七六)「王弟の和。パリ条約。第六次(一五七七)「ベルジュラックの和。ポワチエ王令。第七次(一五八九)「フンクスの和。ブロー王令。第八次「ナント王令(B. Barbiche, «L'édit de Nantes, aspects diplomatiques et juridiques», *L'édit de Nantes*, Paris, Editions des musées nationaux, 1998, p. 45 (以後 Barbiche, *op. cit.* と略) 同書の他論文に關しては *L'édit de Nantes* と略)。三法令の原文は以下の書に掲載。A. Stegmann, *Edits des guerres de religion*, Paris, 1979, pp. 121-170, 192-203. ポワチエ王令の個別条項は以下の書を参照。Isembert, *op. cit.*, t. XIV, pp. 330-341.
- (8) *Ibid.*, pp. 616-622.
- (9) Déclaration de Saint-Germain. Anquez, *op. cit.*, p. 69.
- (10) Stegman, *op. cit.*, pp. 97-120. この王令はかつては和平締結の地名から誤ってポーリエー王令と呼ばれていた。前注(7)参照。

- (11) 全国政治会議についてはアンケス前掲書参照 (Arquez, *op. cit.*)。
- (12) Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, p. 85.
- (13) J.-C. Cuignet, *L'itinéraire d'Henri IV*, Bizanos, 1997, p. 106.
- (14) Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, p. 85; F. Lebrun, « La Bretagne et la Ligue », *L'édit de Nantes*, pp. 63-66.
- (15) ヴェルヴァン条約については以下の書を参照。 C. Vidal et F. Pilleboue éd., *La paix de Veruins. 1598*, Veruins, 1598; J.-F. Labourdette, J.-P. Poussou et M.-C. Vignal éd., *Le Traité de Veruins*, Paris, 2000.
- (16) 当時フランスの領土外であったヘアールンに関しては「一五九九年にフォンテーヌブロー王令が發布された (C. Desprat, « Une paix de religion oubliée: l'édit de Fontainebleau (1599) », *L'édit de Nantes*, pp. 67-77)」。
- (17) この secret は特に秘密を意味しない。これについてはかつて歴史家の間で誤解があった。
- (18) 命令にはすべて王と國務卿一名の署名がなされた。また両者の中間形態として、どちらの形式も可能な「顧問会議決議 (arrêt de conseil) も存在した。 R. Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. II, Paris, 1980, pp. 327-328.
- (19) これは必ずしも改変や廃止の不可能性を意味しない。
- (20) また開封王状はすべて羊皮紙に書かれ、国王顧問会議が文中に言及された (*ibid.*, pp. 323-327)。
- (21) 大開封王状にはある特別な主題のみに関する *édit* と、複数の主題に関係しより総合的な *ordonnance* が存在した。バルビツシュによれば、*édit* は十六世紀には基本的にまだ小開封王状の扱いであった。しかし平和王令 (*édit de pacification*) に関しては、第三次宗教戦争終結時のサン・ジェルマン王令 (一五七〇) から大開封王状への変化が見られた。しかし反プロテスタント王令に関しては、それ以前から大開封王状への変化が見られた (一五六〇年のロモロンタン王令など)。 Barbiche, *op. cit.*, p. 45.
- (22) 小開封王状にはある王令についての改変や解釈を定めた *declaration* や、貴族叙任状や委任状などの様々な文書がある (Mousnier, *op. cit.*, pp. 235-237)。
- (23) 後者は国王財務官 *trésoriers généraux* 宛の支払命令書、警察に関する「宛先も押印もない王令」、「王書」の三種に大別できる。王書は、現在というよりもむしろ未来において実施されるべき地位や支払に関する王の約束を記したものであり、王

の全く個人的な恩恵を示すと考えられた。Mousnier, *op. cit.*, pp. 238-242; F・オリヴァー・マルタン、埴浩訳『フランス法制史概説』創文社、一九八六年、五二〇頁。

(24) 王書Bは「第二個別条項」と呼ばれることである。Garrisson, *op. cit.*, 1997, pp.13-14; Anquez, *op. cit.*, p. 498.

(25) この章は主として以下の書を参照した。Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, pp. 29-30; Garrisson, *op. cit.*, 1997, pp. 9-24, 99-102.

(26) プロテスタント側原典は一六二七年のラ・ロシュェル攻囲戦の時に紛失した。

(27) 展示番号/ AEII 763。

(28) Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, p. 60.

(29) Garrisson, *op. cit.*, 1997, pp. 101-102.

(30) J.-L. Bourgeon, « La date de l'édit de Nantes », M. Grandjean et B. Roussel éd., *Coexister dans l'intolérance. l'édit de Nantes (1598)*, Genève, Labor et fides, 1998, p. 47, n. 102 (以後 Bourgeon, *op. cit.* 略); Garrisson, *op. cit.*, 1997, p. 13. ブルンモンザ記録がないのは個別条項が嫌々登録されたことを示すと解釈している。

(31) ジュネーヴ大学図書館には出版された一五九九年の個別条項が収蔵されている (Articles particuliers accordés par le Roy à ceux de la religion, lesquels, Quoy que non imprimés en l'Édit donné à Nantes en Avril 1598. Sa Majesté néanmoins veut et entend estre entièrement accomplis et observés tout ainsi que les généraux contenus audit Édit, 1599, s.l., (Ba4337))。この版は同年の匿名版王令本文 (Ba4336) に付随したものである (Édit du Roi et déclaration sur les édits de pacification faits à Nantes au mois d'avril 1598, publié à Paris au parlement le 25 février 1599, jointe la copie imprimée à Paris, 1599, s.l.)。より版個別条項について本稿では、以下の一六〇一年の出版物を下にしたギャリソン版を用いた。Articles particuliers extraits des généraux que le Roi a accordés à ceux de la religion prétendue réformée, lesquels Sa Majesté n'a voulu être compris esdits généraux ni en l'Édit qui a été fait et dressé sur iceux. Donné à Nantes au mois d'Avril 1598 et néanmoins a accordé Sa dite Majesté qu'ils seront entièrement accomplis et observés tout ainsi que le contenu audit Édit. s.l., 1601, (B. N. Lb35, 7). また王書A、Bに同じくギャリソン版を用いた。

(32) L. Anquez, *op. cit.*, p. 188. これとは別に、反プロテスタント政策を緩和させた、ルイ十四世による一六六九年の王令など、「第二ナント王令」と呼ばれるものがあつた (D. Potou, P. Cabanel, *Les protestants français du XVIIe au XXe siècle*, Paris, Nathan,

1994, p. 39)。

(33) グルノーブルの登録は一五九九年九月二七日。トゥールーズ、一六〇〇年一月一九日。ディジョン、同年一月二〇日。ポルドー、同年二月七日。エクス・アン・プロヴァンスは登録強制状 (*lettre de jussion*) が一度出された後に、同年八月一日。レンヌは二度出された後に、同年八月二三日。ルーアンのみ例外的に遅く、全てが登録されたのは一六〇九年八月五日。Denis Clouzet, « Edit de Nantes », L. Bely éd., *Dictionnaire de l'ancien régime*, Paris, 1996, p. 471; Barbiche, *op. cit.*, p. 47 (以後 Clouzet, *op. cit.* 参照)。

(34) *Brenets accordés par Henry le Grand, à ses Sujets de la Religion Pretendue Réformée les 3 et 30 Avril 1598*, s. l., s. d., (B. N., Ld176, 50); cf. Bourgeon, *op. cit.*, p. 4, n. 62 et p. 48, n. 104.

(35) Elie Benoist, *Histoire de l'Edit de Nantes*, Delt, 1693-1695, 5 vol., t. I, appendice; Haag, *op. cit.*, t. X, pp. 226-256; L. Anquez, *op. cit.*, pp. 456-502; R. Mousnier, *L'assassinat d'Henri IV*, Paris, 1964, pp. 294-334.

(36) Thomas et Bourgeon, *op. cit.*; Garrisson, *op. cit.*, 1997, ただしブルシモンは主令本文以外の出典を記している。

(37) Barbiche, *op. cit.*, p. 43.

(38) Bourgeon, *op. cit.*, pp. 26-27, 21の書の公訳 (*Histoire universelle*) が一七三四年にロンドンで出版された。ウ・トウーに『ゴッティエの書を参照』。L.-G. Michaud, *Biographie universelle, ancienne et moderne, nouvelle éd.*, Paris, 1870-1873, 45 vol., t. XII, p. 439, article « De Thou ».

(39) P.-E. Vigneaux, « La véritable date de l'Edit de Nantes », *Revue des études historiques*, 75, 1909, pp. 144-187; Bourgeon, *op. cit.*; Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, pp. 29-31, 81-92; J.-L. Bourgeon, « L'Edit de Nantes », A. Croix, *Nantes dans l'Histoire de France*, Nantes, 1991, pp. 67-78, 21の説はド・スリエに拠る。既に十八世紀末に主張されていた (P. Soulier, *Histoire du Calvinisme*, 1686; *ibid.*, *Explication de l'Edit de Nantes*, 1689; Bourgeon, *op. cit.*, p. 24)。H. ナギールが「一時的な改革」の「ハンニマー」の語を支持している (H. Hauser, *Les sources de l'histoire de France. XVIIe siècle (1494-1610)*, t. IV, Paris, 1916, p. 192; Bourgeon, *op. cit.*, p. 19)。

(40) ナントからイングラント、オランダ両大使が去った後に発布されたという記述があり、イングラント大使は四月二五日に、オランダ大使は二九日に去っている。Bourgeon, *op. cit.*, pp. 4-25.

- (41) 発布直前に王側原典に書き加えられた、同席の四名のプロテスタント代表による署名がブリエンヌ文書集に残されており、これに四月三〇日の日付が入っている。B. N., ms., n. a. f. 7180, f. 26v.; Bourgeon, *op. cit.*, pp. 22-23. ブリエンヌ文書集については以下の拙稿を参照。「ロレクシオン・ブリエンヌについて」、『日仏歴史学会会報』一三二、一九九六年、七一―九頁。
- (42) Bourgeon, *op. cit.*, pp. 25-27. シュネーヴ版王令本文の背面には、当時のものと思われる「一五九八年四月二四日にナントで決定されたナント王令」(Edit de Nantes tel qu'il fut arresté aud. Nantes 24 avril 1598) という文書の題が記入されているが、二四日説を主張するには不十分である。Bibliothèque publique et universitaire de Genève, m. s., J. 943 n. 2, 28 v.; Garrisson, *op. cit.*, 1997, p. 101.
- (43) Bourgeon, *op. cit.*, p. 23. またギャリソンはプロテスタント全国政治会議の一五九八年六月三日の議事録の記述を論拠として挙げている。B. N., ms., n. a. f. 7192, f. 224r. et v.; Garrisson, *op. cit.*, 1997, p. 99.
- (44) Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, p. 72, n. 30.
- (45) Bourgeon, *op. cit.*, pp. 20-22, 36-41, 47-79.
- (46) この説によれば、王はアンジエーで、イングランドとオランダの大使が到着する直前にプロテスタントへの保証として王書Aを与え、両大使が去るのを待ちつつ、自分がナントに入る前にナントで王令の文書を用意させ、両大使が去った直後に王令を発布したことになる。ブルジョンは、王書A発布の前日である四月二日に交渉が決着したことを示す王の手紙を挙げている (Bourgeon, *op. cit.*, pp. 40-41).
- (47) *Ibid.*, pp. 52-56.